

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して 総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、平成26年12月26日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、これまでNTT東日本が、総務大臣の認可に基づき、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、NTT東日本の業務区域において、地域電気通信業務を営むためのIP通信網と、自ら敷設・所有する県間伝送路又は他事業者等から調達する県間伝送路及び活用業務の認可（平成15年2月19日等）に係る県間伝送路を利用し、NTT東日本の業務区域において県間のIP通信網サービス等の役務提供を行うとともに、同サービス等について同社の業務区域外のエンドユーザとの通信を可能にするために、NTT東日本が、IP通信網サービス等用の電気通信設備と他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を行う業務に加え、今般、多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を行うものである。

なお、当該料金設定に係る業務の開始にあたっては、中継伝送区間に係る接続事業者を選定し、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本という。」）との相互接続を行っているところである。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）等に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たって、同社が地域電気通信業務等を営むためのIP通信網と、自ら敷設・所有する県間伝送路又は他事業者等から調達する県間伝送路及び活用業務の認可（平成15年2月19日等）に係る県間伝送路を利用し、NTT東日本の業務区域において県間のIP通信網サービス等の役務提供を行うとともに、同サービス等について、NTT東日本の業務区域外のエンドユーザとの通信を可能にするために、同社が保有する電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を併せて行う等としているところ、所要資金は不要であるとしており、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しては、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増強等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処している。

さらに、職員についても、現在のIP通信網サービス等の提供業務を行う組織の職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等

に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそのれ
の程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保
するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否か
について検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすお
それ」の程度

おそのれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、
①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及
び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮する
こととされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展してい
ない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用す
るおそのれが大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同
様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存
度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される
新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東
西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携
を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業
者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大す
るおそのれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務は、同社の次世代ネ
ットワークを利用してIP通信網サービス(①光ブロードバンドサービス
に対応したISP接続、②センターエンド型サービス、③クローズド・ユ

ーザ・グループ型サービス、④コンテンツ配信向けサービス及びこれに係る帯域確保型サービス並びに⑤地上デジタル放送IP再送信向けサービス)を提供するものであるが、これらのサービスの利用に際しては、アクセス回線としてNTT東日本の提供する光ブロードバンドサービスに加入していることが必要となっている。したがって、上記IP通信網サービスに関する競争状況は、FTTH市場における競争状況の影響を強く受けると考えられる。

また、上記②及び③のサービスは、それぞれフレッツ・VPNゲート、フレッツ・VPNワイドとして提供されているものであるが、これらのサービスは、一般に広域イーサネットサービス、IP-VPNサービス、インターネットVPNサービス等と価格帯及びセキュリティの面から代替性のあるサービスとして認識されている。したがって、これらのサービスを包含した市場をWANサービス市場としてとらえ、本件活用業務に関して競争の進展状況を検証すべき市場として取り上げることが適当であると考えられる。

さらに、上記④及び⑤のサービスについては、NTT東日本がこれらのサービスを提供することによってコンテンツ配信事業者の配信の基盤となるインフラを提供するサービスの市場をコンテンツ配信向けサービス市場としてとらえ、本件活用業務に関して競争状況を検証すべき市場として取り上げることが適当と考えられる。

次に、本件活用業務においては、NTT東日本の次世代ネットワークを利用してIP電話サービスを提供するものであるが、当該サービスを利用する際には、アクセス回線としてNTT東日本のFTTHサービスに加入していることが求められる。したがって、上記IP電話サービスに関する競争状況は、FTTHサービス市場及び固定電話サービス市場の影響を強く受けると考えられる。

さらに、本件活用業務においては、IP通信網サービス及びIP電話サービスの契約者に加えて、多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者も本件活用業務の対象になるとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態等に鑑みれば、NTT東西のIP通信網サービス及びIP電話サービスのユーザ、これらのIP通信網サービス等の卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が主な提供対象になり得ると考えられる。

以上より、本件活用業務に関する競争状況は、同社が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、FTTH市場、固定電話市場、WANサービス市場及びコンテンツ配信向けサービス市場を取り上げることが適当で

ある。

「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」（平成26年10月10日公表。以下「報告書」という。）のデータによれば、F T T H市場における平成26年3月末のN T T東日本のシェアを見ると、東日本地域において77.2%を占めている状況である。

N T T東日本の市場支配力に関して、報告書では、東日本地域において単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、N T T東西の市場シェア低下と、契約数ベースで2位の事業者のシェアの上昇が同時に進行していること、多数の競争事業者が事業展開をすることで、サービスの多様性が一定程度確保されていること、設備競争や加入光ファイバの事業者間取引を通じたサービス競争が展開され、実質的な料金の低廉化が一定程度進んでいること等も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されている。

また、事業者別シェアの数値のみを見れば、N T T東日本を含む複数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、F T T H市場における競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価されている。

次に、固定電話市場について、同報告書によれば、平成26年3月末でのN T T東日本の契約数シェアを見ると、東日本地域において、75.7%となっている状況である。

N T T東日本の市場支配力に関して、同報告書では、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、N T T東西のシェアが低下傾向にあること、固定電話の利用について、携帯電話等への代替が生じていること、増加傾向の続くO A B J－I P電話は、主にF T T Hとセットで提供されているところ、前述のF T T H市場にかかる評価のとおり、N T T東西が同市場において、実際に市場支配力を行使する可能性は低いこと等を踏まえれば、固定電話市場においても実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

また、事業者別契約数シェアの数値のみを見れば、N T T東西を含むシェア上位の複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、前述のF T T H市場にかかる評価のとおり、F T T H市場における競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

次に、WANサービス市場について、同報告書によれば、平成26年3

月末でのNTT東日本のシェア（契約数による。）を見ると、19.9%と第1位であり、第2位のNTTコミュニケーションズは19.7%、第3位のNTT西日本は17.7%となっているほか、NTT系事業者のシェアの合計を見ると、64.0%となっており、依然として大きな割合となっている。

同報告書では、市場支配力の存在に関しては、上述のような事業者別シェア等を踏まえれば、NTT系事業者が協調して市場支配力を行使しうる地位にあると考えられるが、WAN市場全体の中での最大のシェアを占めるIP-VPNサービスにおいて、NTT系事業者のシェアの合計がここ数年、減少傾向にあること、契約数が増加傾向にある広域イーサネットサービスにおいても、NTT系事業者のシェアが減少傾向にある一方、NTT東西とシェアが拮抗しているKDDIのシェアは増加傾向にあること、近年、従来の通信回線中心のサービス提供のみならず、各事業者がクラウドコンピューティングサービスや各種アプリケーション等との一体的なサービスを新たに展開し始めており、クラウドコンピューティングサービスの売上高が増加傾向にあること等を考慮すれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

次に、コンテンツ配信向けサービス市場について、同報告書の利用者アンケートによれば、固定通信系ブロードバンドサービスの上流サービスとしての動画配信サービスの利用率は、固定系ブロードバンドサービス利用者のうち80%弱となっており、多くの固定系ブロードバンドサービス利用者が当該サービスを利用している。また、その際利用する回線別の利用率については、FTTH、ADSL、CATVの割合ともに微妙な上下はあるものの、有意な差・傾向は見られないと分析されている。

したがって、競争事業者も多く参入しており、現時点で直ちに公正競争上の問題があるとは考えられないものの、今後、他事業者による当該市場への参入やサービス展開に際し、公正競争が阻害されることのないよう、引き続き注視する必要があると考えられる。

以上に鑑みれば、NTT東日本が本件活用業務に関する市場において、地域通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられる。

ただし、NTT東日本による市場支配力の行使の可能性は高くないものの、業務の形態によっては、同社がこれらの市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用し、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

これを踏まえ、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措

置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況も勘案しつつ、ステップ2)において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

N T T東日本からの届出書によれば、本件活用業務は、N T T東日本が地域電気通信業務等を営むために保有するI P通信網と、同社が自ら敷設・所有する県間伝送路又は他事業者等から調達する県間伝送路及び活用業務の認可（平成15年2月19日等）に係る県間伝送路を利用し、N T T東日本の業務区域において県間のI P通信網サービス等の役務提供を行うものである。

また、同サービス等について、N T T東日本の業務区域外のエンドユーザとの通信を可能にするため、同社がこれらのI P通信網サービス等用の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を併せて行うものである。

本件活用業務の提供に当たって、他事業者との相互接続を実施する際には、N T T東日本がI P通信網サービス等の提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備、端末系伝送路設備、端末系交換設備を用いることとなるが、これらの電気通信設備は第一種指定電気通信設備として指定されており、他事業者も当該電気通信設備と相互接続することで本件活用業務と同様の業務の提供が可能である。

したがって、本届出書に記載された業務の範囲内である限りにおいて、本件活用業務とボトルネック設備との一定の関連性が認められる。

これを踏まえ、これらの観点から、N T T東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況も勘案しつつ、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

N T T東日本は、本件活用業務の提供に当たって、中継伝送区間に係る接続事業者を選定した上で、N T T西日本との相互接続を行うこととしていることから、両社の水平的な市場支配力の結合についての考慮が必要である。

すなわち、それぞれの業務区域内において市場支配力を有するN T T東日本とN T T西日本とがネットワークを相互に連携させることにより、他の電気通信事業者が構築し又は新たに構築するネットワークをN T T東

日本又はN T T西日本のネットワークと相互接続する場合の技術的条件は、N T T東日本とN T T西日本との間における取決めに大きく依存することとなる。

これ自体が直ちに公正競争上の問題を惹起するものではないものの、当該取決めがN T T東西を競争上著しく優位な立場に置くものとなっている場合や、他の電気通信事業者が相互接続について過大なコスト負担を強いられるようなものとなる場合は、N T T東日本とN T T西日本とを別個の会社としたN T T再編成の趣旨を没却することにとどまらず、実態として競争制限的効果を有するものと認められる。

したがって、本件活用業務については、このような水平的な市場支配力の結合が競争制限的効果を有するものとならないよう所要の措置が講じられる必要があると考えられる。

このため、これらの観点から、N T T東日本が本届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、②の状況と併せて、ステップ2において確認することとする。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「N T T東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目及び多数の一般ユーザ向けにサービスを提供する電気通信事業者に対する卸電気通信役務の提供における適正性・公平性・一定の透明性の確保に関して、N T T東日本が講ずることとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、N T T東日本からの届出書に記載されたとおりの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じている。また、県間伝送路を自ら構築する場合においては、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。加えて、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性・公平

性を確保する観点から、公募により調達する考えである。

さらに、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本が本件活用業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等のオープン化措置を講じているとしている。

また、本件活用業務においてNTT東日本が料金設定を行う、業務区域外のエンドユーザとの間の通信を可能とするための県間伝送路については、NTT東日本が自ら構築する場合においては、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとしており、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から公募により調達する考えであるとしている。

加えて、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて同社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件について、既に接続約款において規定する等のオープン化措置を講じているとしている。

さらに、NTT東日本は、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしているところである。

したがって、この限りにおいては、競争事業者も本件活用業務と同様の業務を営みうると考えられ、ステップ1) ①、②の状況にも鑑みると、上述の措置が講じられている限りにおいては、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、市販で調達可能なサーバ等の通信機器等を用いて構築できるものであり、次世代ネットワークについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。

また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務の実施にあたっては、市販で調達可能なサーバ等の通信機器等を用いて構築できるものであり、NTT東日本の次世代ネットワークについては、接続に必要なインターフェース条件を接続約款に規定済みであり、競争事業者も利用可能であるとともに、今後も国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況等を踏まえ、サービス追加にあわせてインターフェース条件等を開示していくとしている。

また、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

したがって、ステップ1)②の状況にも鑑みると、上述の措置が講じられている限りにおいては、新たにネットワーク情報開示の措置を講じる必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

他事業者は、既にIPを利用したサービスを提供中であり、当社は本業務によるサービスを競争環境下で提供していくことから、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものとする。

また、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本が届出書に記載しているとおり、他事業者は、既にIPを利用したサービスを提供中であり、NTT東日本は本件活用業務によるサービスを競争環境下で提供していくことから、NTT東日本が保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないとしている。

また、他事業者がNTT東日本と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報についても、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性は確保されているものと考えている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えであるとしており、競争事業者が同様のサービスを提供できるものである限りにおいて、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成26年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、公正競争を阻害する場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した平成26年6月30日に提出を受けた禁止行為規定遵守措置等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、電話の業務で取得した顧客情報について、NTT東日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等の徹底した指導等、所要の措置を実施しているとしている。

さらに、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されと考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービス等に関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内のIP通信網サービス等に関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、県内のIP通信網サービス等に係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

また、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者と、公募により調達する中継伝送路を含め接続により料金設定を行うこととしているが、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、公平性の確保に努める考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務を営むに当たり、次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されているとしている。

また、当該業務を営む上で、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者と、公募により調達する中継伝送路を含め接続により料金設定を行うこととしているが、当該事業者とは、別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないとしている。

さらに、今後、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においても、他事業者との接続と同等の条件で行うこととしており、競争事業者との公平性の確保に努めるとしている。

したがって、ステップ1) ①、②、③にも鑑みると、上述の措置が講じられている限りにおいては、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 多数の一般ユーザ向けにサービスを提供する電気通信事業者に対する卸電気通信役務の提供における適正性・公平性・一定の透明性の確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務における卸電気通信役務の提供にあたっては、当社は、電気通信事業法及び現行の「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」等を遵守し、適正性・公平性・一定の透明性を確保する考えである。

当該卸電気通信役務の料金その他の提供条件については、情報通信審議会「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申に基づき、不当に差別的な取扱いをすることなく全ての事業者に対して公平性を確保していくとともに、当該業務に係る料金については、必要な費用を回収する観点から、適正な水準に設定する考えである。加えて、イノベーションを阻害しない範囲において、外部による検証可能性も含めた一定の透明性を確保していく考えである。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、本件活用業務において、多数の一般ユーザ向けにサービスを提供する電気通信事業者への卸電気通信役務の提供に当たっては、電気通信事業法及び現行の「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」等を遵守し、適正性・公平性・一定の透明性を確保する考えであるとしている。

また、当該卸電気通信役務の料金その他の提供条件については、情報通信審議会「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申に基づき、不当に差別的な取扱いをすることなく全ての電気通信事業者に対して公平性を確保していくとともに、当該業務に係る料金については、必要な費用を回収する観点から、適正な水準に設定する考えであるとしている。

加えて、イノベーションを阻害しない範囲において、外部による検証可能性も含めた一定の透明性を確保していく考えであるとしている。

したがって、当該役務の提供に当たって、電気通信事業法及び「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」等を遵守するなどの措置の徹底が図られる限りにおいては、直ちに、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

なお、多数の一般ユーザ向けにサービスを提供する電気通信事業者への卸電気通信役務の提供については、当該役務の提供後、その規模や当該役務の

提供を受けた電気通信事業者によるサービス提供形態に応じて、利用者の利益や電気通信市場の競争環境に様々な影響が生じることが考えられるため、総務省としては、当該役務の提供に係る適正性及び公平性を十分に確保するとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつ、一定の透明性を確保する観点で、当該役務及び当該役務の提供を受けた電気通信事業者によるサービス等に関する電気通信事業法の適用に関する予見性を更に高めるとともに、当該役務に係る料金その他の提供条件について外部による検証を行い、また、当該役務の利用実態等を把握して市場動向を分析し、定期的に公表することなどを通じて、NTT東日本における公正な競争を確保するための措置が十分に実施されているか注視することとし、個別に適切な対応を行っていく考えである。

⑧ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(7)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。なお、これらの実施状況等については、既に活用業務の認可を受けたものの措置の実施状況等とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧:経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・県間伝送路調達の募集案内:公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされる恐れがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。
- ・社内文書・規定類等の一部:コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要のため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省が行った確認の内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

また、上述の項目①から⑧までに關し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新

たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めるとを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。